

# 特 定 建 設 作 業 工 程 表

規制対象			建設作業	作業期間							
				年 月 日		年 月		年 月 日 ~		年 月 日	
				年	月	年	月	年	月	年	月
騒音関係	騒音規制法	県条例	1 くい打機、くい抜機等を使用する作業(アースオーガーと併用を除く)								
			2 びょう打機を使用する作業								
			3 さく岩機を使用する作業								
			4 空気圧縮機を使用する作業(さく岩機の動力としての使用を除く)								
			5 コンクリートプラント等を使用する作業								
	県条例	6 バックホウ(出力が80kw以上)を使用する作業									
		7 トラクターショベル(出力が70kw以上)を使用する作業									
		8 ブルドーザー(出力が40kw以上)を使用する作業									
		6 建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業									
		7 コンクリートミキサー車等を使用する作業									
振動関係	振動規制法	県条例	8 コンクリートカッターを使用する作業								
			9 ブルドーザー・バックホウ等を用いる整地、掘削作業								
			10 ロードローラー・てん圧機等を用いる作業								
			1 くい打機、くい抜機等を使用する作業								
			2 鋼球を使用して建造物等を破壊する作業								
			3 舗装版破砕機を使用する作業								
			4 ブレーカーを使用する作業(手持式のものを除く)								
備考				※日曜日及びその他の休日は、作業禁止 騒音・振動の防止方法 1 工事の目的・内容等、付近住民に説明し、理解、協力を得るようにする。 2 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い、被害発生時には迅速に対応する。 3 整備点検を十分行う。 4 能率よく行い、時間の短縮に勤める。 5 不必要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。 6 運搬道路は、民家や歩行者が多いところをできる限り避ける。 7 待機場所は、付近に影響が少ないよう十分配慮して選ぶ。							